

届出駐車場チェックシート (特定路外駐車場の構造及び設備の基準)

特定路外駐車場である 以下の項目をチェック
 特定路外駐車場でない

道路の附属である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場を除く路外駐車場であつて、駐車場の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの

【'高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』に係るもの】

路外駐車場 車いす使用者用 駐車施設 (省令第2条)	車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けているか？(台) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設について 幅を350cm以上確保しているか？ 当該駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をしているか？ 省令第3条の路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか？
路外駐車場移動 等円滑化経路 (省令第3条)	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上が、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)となっているか？ 路外駐車場移動等円滑化経路について 経路上に段を設けていないか？(段差がある場合は傾斜路を併設しているか？) 経路を構成する出入口の幅は、80cm以上あるか？ 経路を構成する通路の幅は120cm以上あるか？ 経路を構成する通路には、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか？ 経路を構成する傾斜路は、幅を120cm以上確保しているか？(段に併設する場合は、90cm以上) 経路を構成する傾斜路は、勾配が1/12を超えていないか？(高さが16cm以下のものについては、1/8) 経路を構成する傾斜路には、高さが75cmを超え、かつ、勾配が1/20を超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか？ 経路を構成する傾斜路には、勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか？
特殊の装置 (省令第4条)	特殊の装置を用いている場合 その装置は国土交通大臣が省令第2条、第3条の規程による構造又は設備と同等以上の効力があると認めているか？